

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―23 (略)</p> <p>24 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第九条の二及び第二十一条第一項の規定の適用については、第九条の二中「次のおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同令第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のおり」と、第二十一条第一項中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」である。</p>	<p>附則</p> <p>1―23 (略)</p>

附則

この規則は、公布の日から施行し、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則附則第二十四項の規定は、令和二年五月一日以後に退職した者について適用する。